

1870

8-14-104

部 内 限

業務参考資料

女子の就業制限業務の概要(安全関係)

昭和 53 年 3 月

婦人少年局婦人労働課

女子の就業制限業務の概要（安全関係）

目 次

ま え が き

1. ボイラのふん火の業務その他ボイラ取扱の業務(女年則8条1号) … 1
2. 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務(女年則8条2号) … 5
3. 起重機の運転の業務(女年則8条3号) … 5
4. 積載能力2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は
高さ15m以上のコンクリート用エレベータの運転の業務
(女年則8条5号) … 8
5. 直流にあっては750ボルトを、交流にあっては300ボルトをこえる
電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
(女年則8条8号) … 11
6. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、
給油、検査、修理又はベルトの~~排~~^換えの業務(女年則8条9号) … 12
7. 起重機の玉掛の業務(2人以上の者によって行う玉掛の業務に
おける補助作業の業務を除く)(女年則8条10号) … 12
8. 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
(女年則8条12号) … 13
9. 直径25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動
送り装置を有する丸のこ盤、その他反ばつにより労働者が危害をう
けるおそれのないものを除く)又はのこ車の直径75センチメー
トル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務(女年則8条21号) … 16
10. 手押しかんな盤又は単軸面とり盤の取扱いの業務(女年則8条14号) … 18
11. 操作場構内における軌道車両の入換、連結又は解放の業務
(女年則8条16号) … 21
12. 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は~~鍛~~^鑄造機械を用いる金属加工
の業務(女年則8条18号) … 21
13. 動力によるプレス機械、シャー等を用いる厚さ8ミリメートル以上
の鋼板加工の業務(女年則8条19号) … 23

14.	バイレン機を用いる鋳物の破壊の業務（女年則 8 条 20 号）	25
15.	岩石又は鉋物の破砕機に材料を送給する業務（女年則 8 条 22 号）	26
16.	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ 5 メートル以上の地穴における業務（女年則 8 条 23 号）	27
17.	高さ 5 メートル以上の箇所で墜落により労働者が危害を受けるおそれがあるところにおける業務（女年則 8 条 24 号）	28
18.	足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く）（女年則 8 条 25 号）	29
19.	直径 35 センチメートル以上の立木の伐採の業務（女年則 8 条 26 号）	31
20.	木馬道、修ら、管流による木材の搬出の業務（女年則 8 条 27 号）	33
参 考 資 料		37

ま え が き

女子に対する危険有害業務の就業制限については、労働基準法第63条に基づいて女子年少者労働基準規則（以下「女年則」という。）第7～9条に規定されている。女年則は、昭和22年に制定されて以来10数回にわたって改正されてきたが、昭和29年に全面改正された後は、大きな改正はなく現在に至っている。

この間、めざましい経済成長と技術革新の進展等に伴い労働事情や労働態様等に大きな変化がみられ、労働基準法自体の見直しの必要性が考えられるようになった。このため、昭和44年9月以来労働基準法研究会が開催され、労働基準法施行の実情と問題点について実態的法制的に調査研究が行われている。その結果、安全衛生に関しては、昭和47年に労働基準法から独立して労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）が制定され、詳細な規制が設けられた。

女子に対する危険有害業務の就業制限についても、前述の労働事情等の変化に加えて、女子労働者自身の体位の向上、高学歴化の進展等に伴い、その条件が大きく変化しているためその合理的範囲についても同じく労働基準法研究会で検討されている。その際、従来からの女子については肉体的、社会的に保護を要するという観点だけでなく、それらを踏まえたうえで職場における男女の実質的平等を確保するという観点からも見直しが図られているところである。

このような現状を踏まえ、制定以来30年を経過した女年則について、この際再度理解しておくことが必要であると考え、本資料においては女年則の就業制限業務中女子に適用のある安全関係の規定について、できるだけわかりやすい説明を試みた。

本資料の構成は、各就業制限業務ごとに機械や作業場所についての定義をのべ、就業が制限される業務の態様を説明した後にその業務に伴うと考えられる安全上の問題をあげてある。さらに、これらの業務について現行の安衛法による規制の簡単な内容と、わかりにくい機械等についてはその図解を載せた。機械や業務の定義等は、できるだけ従来からの解釈例規から引用し、足りない点

については現行の安衛法の解説書等を参考にした。

今回の資料は、特に専門的知識がなくとも就業制限業務の概略を理解しうるということに重点を置いたので、女年則が女子について概ねどのような就業を制限しているか理解していただいて、今後の論議の参考にいただければ幸いである。

なお、安衛法上の細かい規制等については、参考資料を添付し、条文も主なものは記載してあるので、詳しくは条文を参照していただきたい。

1. ボイラのふん火の業務、その他ボイラの手扱いの業務（女年則8条1号）

ボイラーには、蒸気ボイラー及び温水ボイラーがあり、蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス又は電気により、水又は熱媒を加熱して大気圧をこえる圧力の蒸気を発生させてこれを他に供給する装置並びにこれに附設された過熱器及び節炭器をいい、温水ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱してこれを他に供給する装置をいう。

ボイラーの手扱いの業務とは、ボイラーへの燃料の送給、給水、吹出し等ボイラーの機能に直接関連する作業をいい、燃料の運搬、灰出し等の作業は含まない趣旨とされており、ボイラーの整備の業務とは区別されている。なお、ボイラーの整備の業務とは、ボイラーの使用を中止し、ボイラー水を排出して行なうボイラー本体及び附属設備の内外面の清浄作業ならびに附属装置等の整備の作業をいう。

かつてはボイラーといえば石炭を燃料とするものが代表的であり、投炭作業は著しく暑熱な場所における重筋作業であったが、51年現在設置されているボイラーのうち93%は油を燃料とし、石炭を燃料とするものは約1%にすぎず、また自動制御方式のものが全体の91%をしめており、本業務は具体的には、圧力計、温度計等の指示器具が、一定の規制値を保つよう監視調整することが中心となる。

安全上の問題としては、高熱、高圧を取扱うものであるから構造の欠陥、管理の不十分からボイラーの爆発、破裂等の災害が発生する危険があり、その災害は作業者のみならず第三者にも影響をおよぼすものである。

したがって操作には専門的知識が要求され労働安全衛生法ではボイラー技士免許の取得及び作業主任者の選任が義務づけられているほか、製造許可、構造要件及び管理方法等についての規制がある。

なお、同法ではボイラーのうち一定規模以上のものを対象とし、さらに規模により規制に差異があるが、本業務のボイラとは、このうち小型ボイラーを

除くものをいう。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

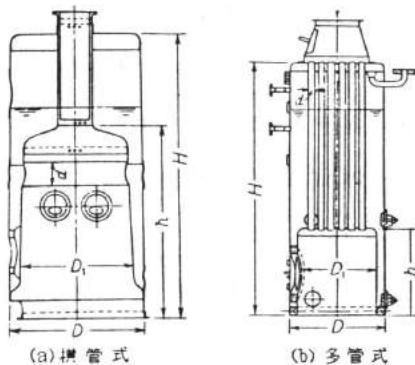
昭 34. 2.19 基発 102 号

昭 46. 6.29 基発 463 号

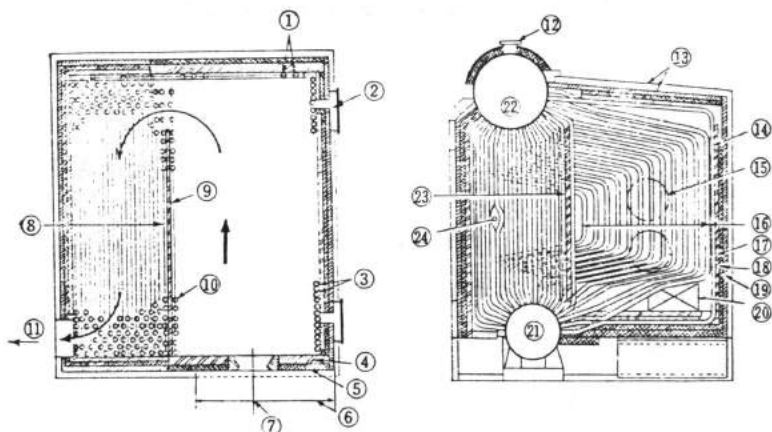
昭 47. 9.18 基発 602 号

昭 50. 5. 1 婦収 114 号

1. 蒸気ボイラーの例

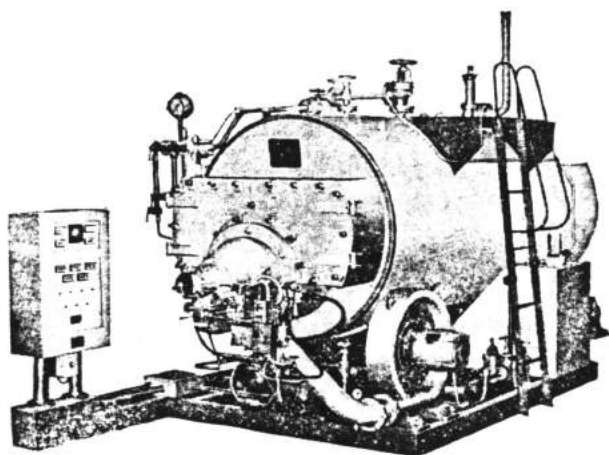


(1) 立てボイラー

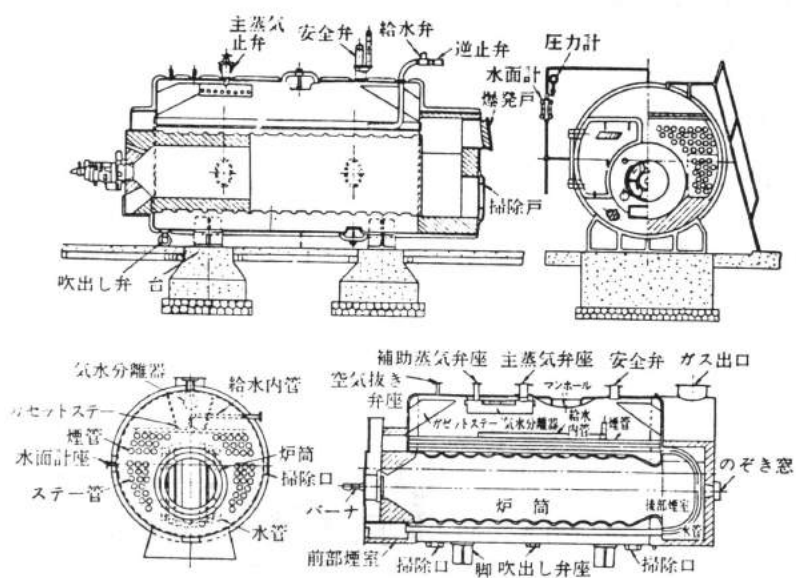


①後面水冷壁管 ②のぞき窓 ③側面水冷壁管 ④耐火れんが ⑤高温保温板 ⑥エアケーシング ⑦バーナ ⑧蒸発管 ⑨バフフルれんが ⑩内側水冷壁管 ⑪燃焼ガス出口 ⑫蒸気取出口 ⑬ケーシング ⑭側面水冷壁管 ⑮バーナ ⑯後面水冷壁管 ⑰耐火れんが ⑱高温保温板 ⑲ガラス綿ブランケット ⑳出入口戸 ㉑水ドラム ㉒気水ドラム ㉓蒸発管 ㉔すす吹き器

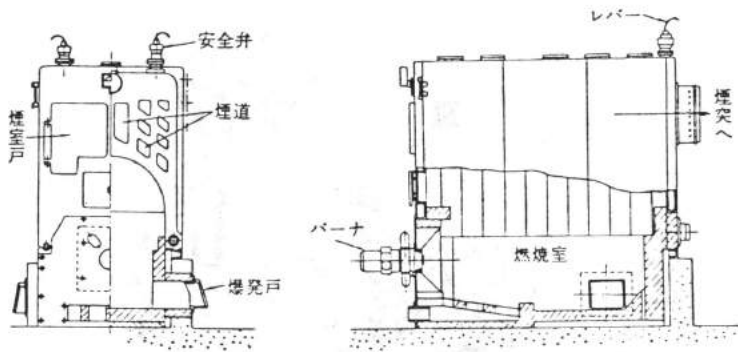
(2) 水管ボイラー



(3) 炉筒煙管ボイラー



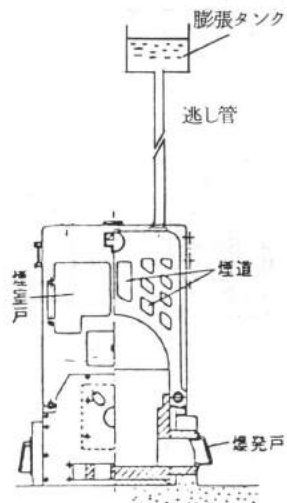
炉筒煙管ボイラー



(4) 鋳鉄製ボイラー (蒸気ボイラー)

2. 温水ボイラーの例

鋳鉄製ボイラー (温水ボイラー)



2. 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務（女年則 8 条 2 号）

ボイラーは鋼板にけ書きをして切断、曲げ加工、穴あけにより各部分を作り全体を組立てて製造する。具体的作業としては、溶断（ガス切断）、ローラー曲げ加工、プレス加工、機械加工、溶接等がある。

本業務は溶接による製造のほか、改造、修繕を含み、溶接には、電弧溶接（アーク溶接）、ガス溶接及び溶断を含むものである。ボイラーの溶接は溶接のうちでも強度に対する高い信頼性をもっとも要求されるものであり、不完全な溶接はボイラーの破裂のもととなり大きな災害となるものである。

安全上の問題としては、アーク溶接による感電の危険がある。特に、ボイラー胴内部の溶接については導電体にかこまれた狭あいな場所であり溶接棒の取替え、位置の移動等の際、溶接棒の先端や被覆の不完全な部分が身体にふれ感電する危険がある。

労働安全衛生法では、ボイラー溶接士免許の取得義務、溶接検査、その他交流アーク溶接機用電撃防止装置の使用等についての規制がある。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

3. 起重機の運転の業務（巻上げ能力 5 t 未満の起重機の運転の業務を除く） （女年則 8 条 3 号）

起重機（クレーン）とは、荷を垂直及び水平に懸垂運搬する機能を有する機械をいい単に吊り上げ若しくは吊り下す装置又は水平面若しくは傾斜面に沿うて運搬する機能のものは含まない。

本業務は、起重機を運転して、巻き上げ、走行、横行、旋回、起伏等の運動をさせ、荷を運搬するものである。

安全上の問題としては運転技術の良否等により吊り荷の落下、吊り荷によるはさまれ、あるいは起重機の倒壊等他の作業者に及ぼす危険が大きい。

労働安全衛生法で、クレーンは、構造、用途によってクレーン、移動式ク

レーン、デリックに分類され、運転士免許の取得、製造許可、一定規格を具備
具備しないものの譲渡・設置制限、過負荷制限、運転の合図等についての規
制がある。

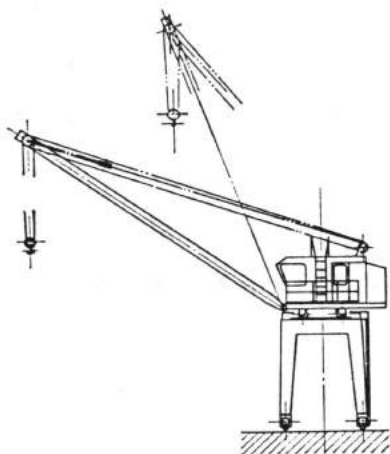
関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号 ・ 昭 33. 2.13 基発 90 号

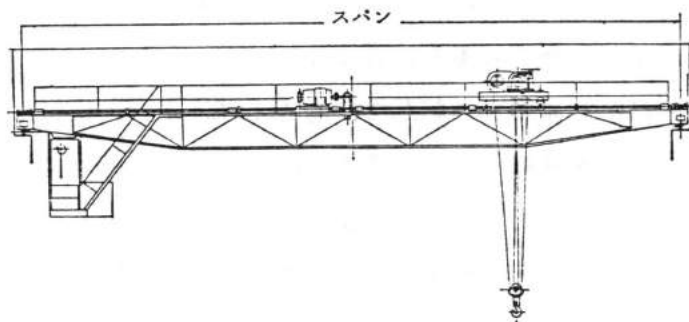
(昭 47. 9.18 基発 602 号)

昭 47. 9.18 基発 598 号

1. クレーンの例

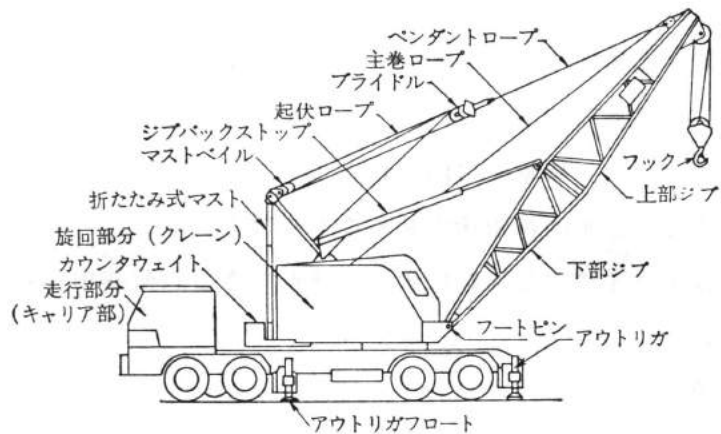


高脚（門形）ジブクレーン



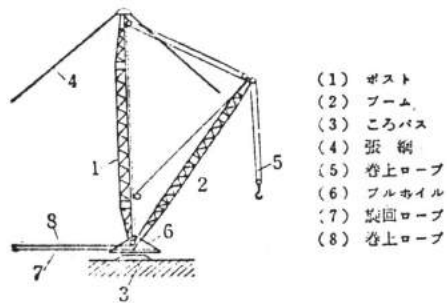
クラブトロリ式天井クレーン

2. 移動式クレーンの例



トラッククレーン

3. デリックの例



ガイデリック

4. 積載能力 2 t 以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ、又は高さ 15 m 以上のコンクリート用エレベータの運転の業務（女年則 8 条 5 号）

エレベーターとは、人、及び荷（人又は荷のみの場合を含む）をガイドレールに沿って昇降する搬器に乗せて動力を用いて運搬することを目的とする機械装置をいう。本業務にいうエレベーターは、その用途が人荷共用又は荷物用として使用され、かつ積載能力が 2 t 以上のものをさし、各階にある押ボタンにより昇降体を自動的に着床させることができ、かつ、昇降体内部の押ボタンの操作により希望する階に自動的に運転できる人荷共用エレベーターは含まれない。

本業務は、建設現場、工場等で、資材や労働者等をのせたエレベーターを昇降させ所定位置に運搬するものである。

安全上の問題としては、搬器や荷が落下し、あるいは労働者が墜落したり搬器にはさまれる等、作業者自身の危険及び他の作業者に及ぼす危険がある。

労働安全衛生法で規制の対象とされるものは、せり上げ装置、労基法 8 条 6 号から 17 号までに掲げる事業又は事務所に設置されるもの、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、及び主として一般公衆の用に供されるものを除いたエレベーターである。規模及び目的により、エレベーター、簡易リフト、建設用リフト、及びその他の適用外のエレベーターに分類されている。建設用リフトの運転の業務に従事する者に対し特別教育の実施が義務づけられているほか、製造許可、一定規格を具備しないものの譲渡・設置制限、その他過負荷制限、運転の合図等についての規制がある。

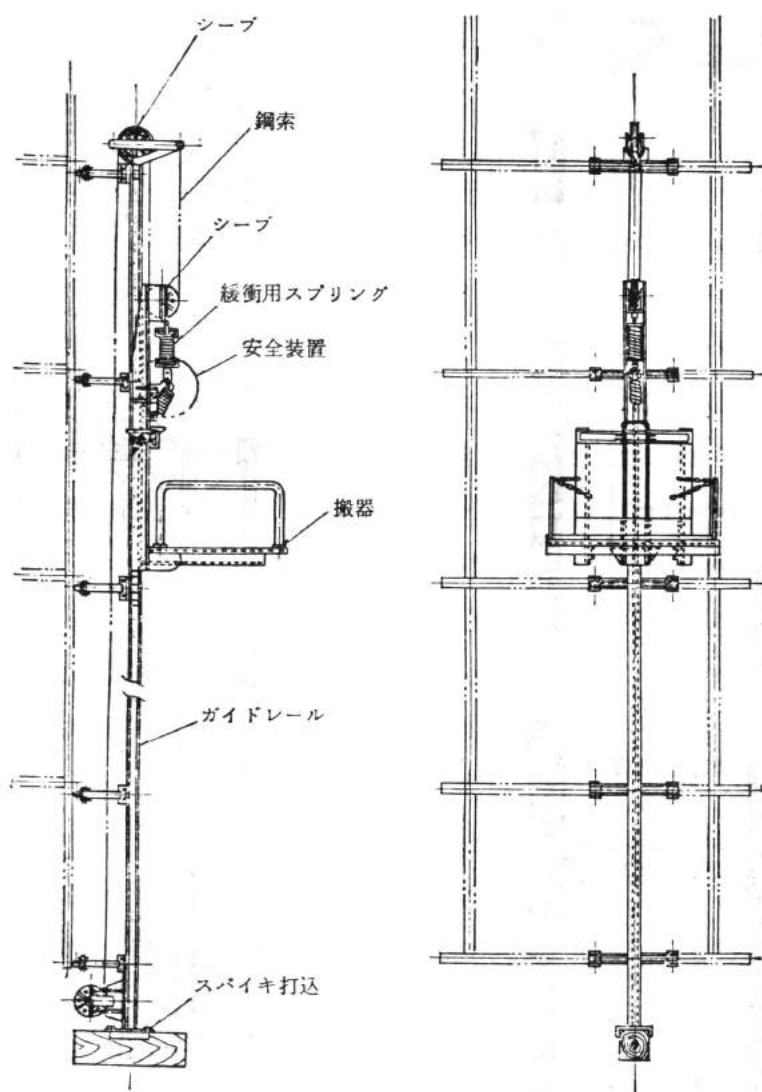
関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

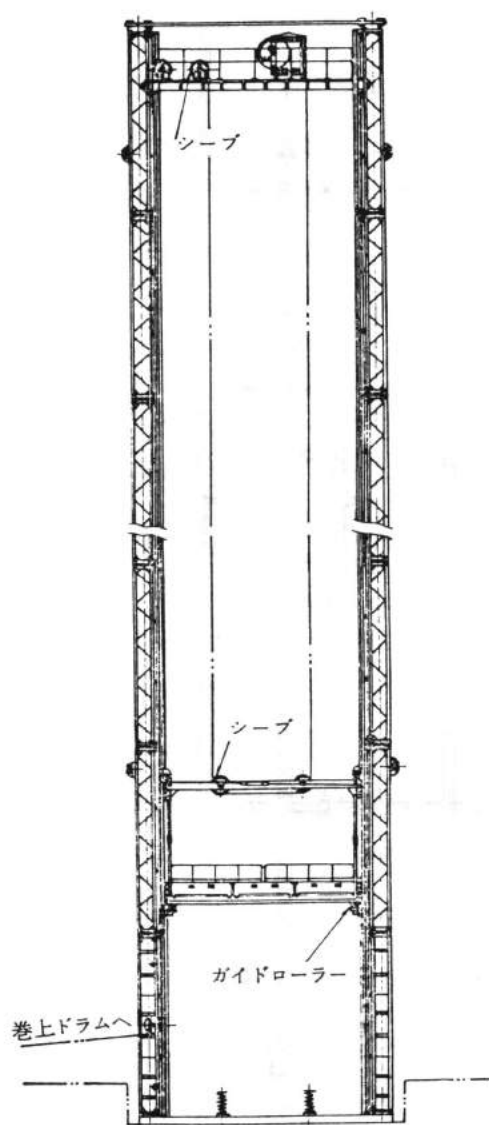
昭 47. 9.18 基発 602 号

昭 47. 9.18 基発 598 号

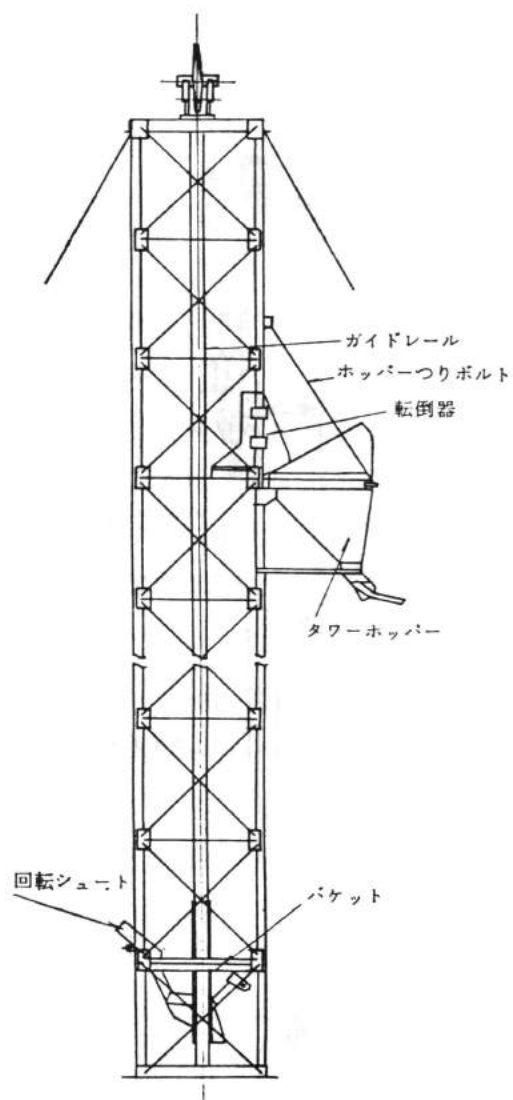
建設用リフトの例



(1) 1本構リフト



(2) 2本構リフト



(3) コンクリートタワー

5. 直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトをこえる電圧の充電回路、又はその支持物の点検、修理又は操作の業務（女年則 8 条 8 号）

電路とは電気を通ずるため相互に接続する電気機械器具、配線、又は移動電線により構成された回路をさし、充電電路とは、電圧を有する電路をいい、負荷電流が流れていないものを含む。電路の支持物とは、がいし及びその支持金具、電柱及びその控線、腕木、腕金等の附属物、変圧器、避雷器、コンデンサー等の電力装置の支持台、配線を固定するための金属管、線び等の配線支持具等、電路を支持する物をいう。なお、電気機械器具とは電動機、変圧器、アーク溶接機、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等、電気を通ずる機械、器具その他の設備のうち、配線及び移動電線以外のものをさし、配線とは固定して施設されている電線をいい、移動電線とは移動型又は可搬型の電気機械器具に接続したコード、ケーブル等固定して使用しない電線をいう。

本業務は、直流 750 ボルト、交流 300 ボルトをこえる電圧の充電電路等の点検、修理及び操作であるから、送電線、電柱の修理工事、工場における配電盤や電圧調整器の操作から、その他電気を通じて使用する機械器具の操作まで広範囲に及ぶものであるが、感電の危害を生ずるおそれがない業務をも含める趣旨のものではない。

安全上の問題としては充電部分に触れたり絶縁不良による感電が主であるが、作業場所によっては感電による墜落等の二次災害がおこる危険がある。

労働安全衛生法では特別教育の実施、作業用具、作業方法等についての規制がある。

関係通達

昭 35.11.22 基発 990 号

昭 42. 5.26 基収 1053 号

6. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、
検査、修理又はベルトの掛換えの業務（女年則 8 条 9 号）

動力伝導装置とは、原動機又は他の機械装置から機械の作業点まで動力を伝達するのに必要な機械要素で、回転軸、軸継手、歯車、プーリー、ベルト、チェーン、フライホイール（はずみ車）、クランク装置などからなる。

本業務は、労基法第 6 3 条に、「運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ」と規定されている業務を具体化したものである。本業務のうちベルトの掛換えの業務とは、掛外し、及び還帯を含むものである。

安全上の問題としては、可動部分に接触することによりはさまれたり、巻きこまれたりする危険、またベルトの切断により危害をうけるおそれがある。

労働安全衛生法では、原則として、機械の掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合において、労働者に危害を及ぼすおそれのあるときは機械の運転を停止しなければならないことのほか、ベルトシフターを設置等についての規制がある。なお、ベルトシフターとは、ベルトを遊びプーリーから固定プーリーへ移したり戻したりすることにより回転軸から他の回転軸へ動力を伝えたりしゃ断したりする装置をいう。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

7. 起重機の玉掛の業務（2 人以上の者によって行う玉掛の業務における補助作業の業務を除く）（女年則 8 条 10 号）

本業務は、クレーン等にワイヤロープ、チェーン等のつり具を用いて行う荷かけ及び荷はずしの業務をいい、荷の重量、重心等を判断し、適当なつり具を選択してバランスよくつることが必要とされる。とりべ、コンクリートバケット等のごとく、つり具がそれらの一部となっているものを、直接ク

レーン等のフックにかける業務及び2人以上の者によって行う玉掛の業務における補助作業の業務は含まない。なお、補助作業の業務とは、特定された者の直接の指揮のもとに行う玉掛の業務をいう。

安全上の問題としては、玉掛要領の不良によって荷の上げ下げや運搬時に、荷がつり具からはずれたり、つり具自体が切断したりして、荷が落下し、作業者のみならず他の作業者にも危害を及ぼすおそれがある。

労働安全衛生法では技能講習の受講、特別教育の実施、その他玉掛用具等についての規制がある。

関係通達

昭 46. 9. 7 基発 621 号

昭 47. 9.18 基発 602 号

8. 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務（女年則 8 条 12 号）

土木建築用機械とはガイデリック、コンクリート用エレベーター、コンクリート混合機、杭打機、空気圧縮機、碎石機、道路ローラ機等それらの機械の主目的が、土木又は建築施工用機械として造られたものを総称し、規模の大小に拘らないものである。但し、その他の丸のこ盤、ボール盤、ポンプ等の一般製造加工用機械を土木建築現場で使用するものについては、女年則 8 条各号の基準による。また、船舶荷扱用機械とは、陸揚用機械、積込機械、及びコンベヤー等荷扱用機械として必要な機械の範囲で、その規模に拘らず適用するものとされている。

本業務は、これらの機械の運転の業務であり、機械の種類、規模に制限がないので広範囲にわたる。

安全上の問題としては、機械の種類によっても異なるが、一般に機械自体の墜落、転倒、激突若しくは倒壊等、機械の運搬する荷等による飛来落下等、

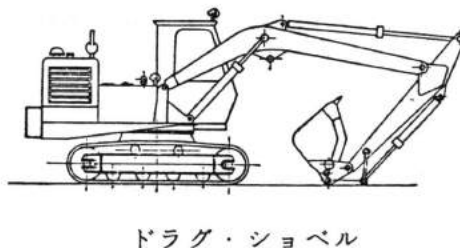
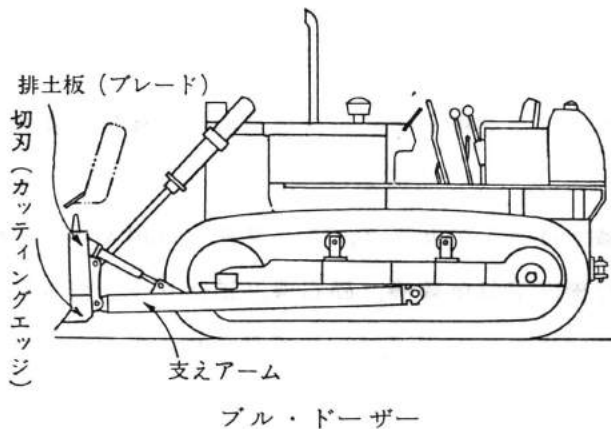
又は機械が第三者と接触することによるはさまれ、まきこまれ等作業者及び第三者に対する危険がある。

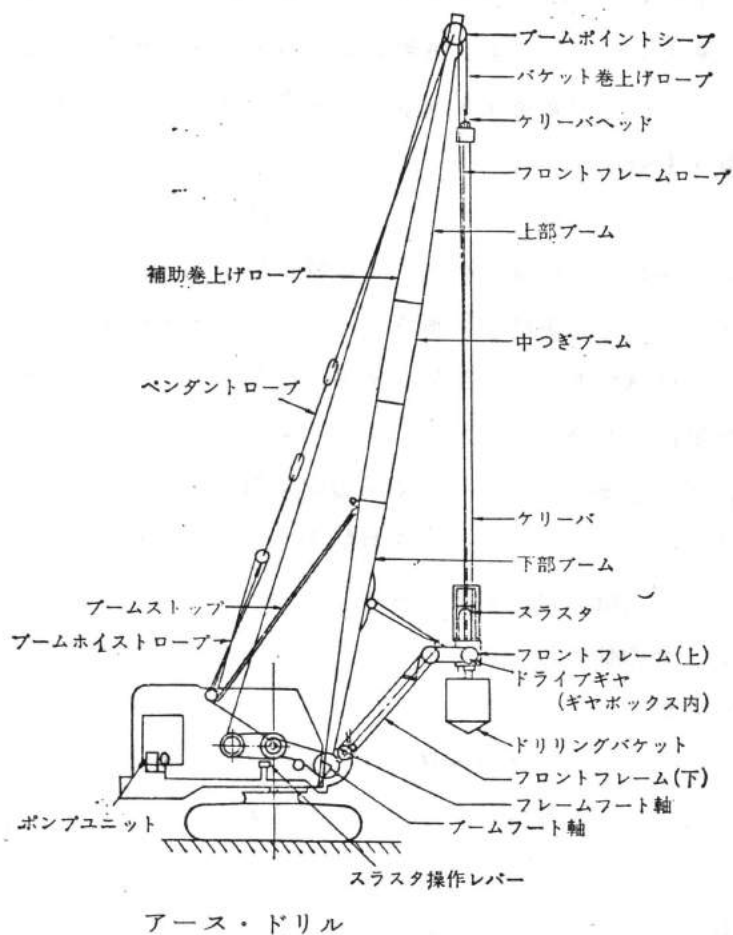
労働安全衛生法では運転については機械によって、免許の取得、あるいは技能講習の受講又は特別教育の実施が義務づけられ、機械自体には一定規格を具備しないものの譲渡・設置制限、作業については作業主任者の選任、その他建設機械の使用、掘削作業、荷役作業等についての規制がある。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

1. 土木建築用機械の例 （参考 労働安全衛生法施行令 別表 7）

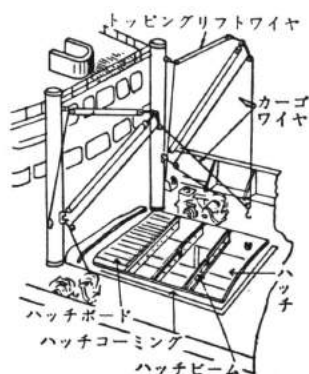




2. 船舶荷扱用機械の例

揚貨装置

(港湾荷役作業を行
うため船舶に取り
付けられているデ
リック又はクレーン)



デリック型

9. 直径 25 cm 以上の丸のこ盤（横切り用丸のこ盤、及び自動送り装置を有する丸のこ盤、その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのないものを除く）又は、のこ車の直径 75 cm 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務（女年則 8 条 14 号）

丸のこ盤とは丸のこ（円板のまわりに切歯をつけた円形のこぎり）を高速回転させて材料を切断する機械であり帯のこ盤とは上下又は左右 2 個ののこ車にエンドレスの帯のこを掛けて緊張させ、一方ののこ車によって駆動して加工物を切断する機械である。本業務の機械は、製材木工用のものに限られ、製函用丸のこ等反ばつ及び接触の危険の少ないものは含まれない。横切り用丸のこ盤とは、木材を横びき（木材の繊維方向対しのこの切削方向及び送り方向が直角のものをいう）することを目的とした丸のこ盤をいい、自動送り装置を有する丸のこ盤とは、自動送り用ロール、カタピラを有する丸のこ盤をいう。なお、その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのないものには、走行のこ盤が含まれる。

本業務は、これらの機械に木材を送給するもので、一般に木材をのこに送給する天押し（後押し）作業をいいのこに加工された木材を受けとる先取りの作業は含まれない。

安全上の問題としては、丸のこ盤による反ばつ（反ばつとは、送材中の加工材がさか歯の部分にかかると加工材を押し上げる力が働き、したがって加工材にのこ歯をしめつける力があると、のこ歯の回転により、加工材が送給者の方向にはね戻ることをいう）の危険と帯のこ盤、丸のこ盤ののこ歯に接触する危険がある。

労働安全衛生法では作業主任者の選任、一定規格を具備しないものの譲渡、設置制限その他丸のこ盤の反ばつ予防装置、接触予防装置、帯のこ盤の歯等の覆い等についての規制がある。

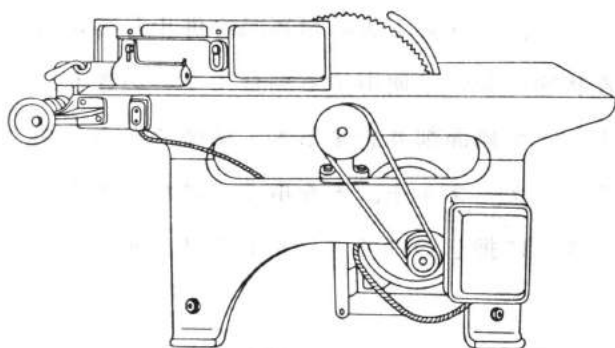
関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号 昭 33. 2.13 基発 90 号

昭 25. 3.28 基収 735 号

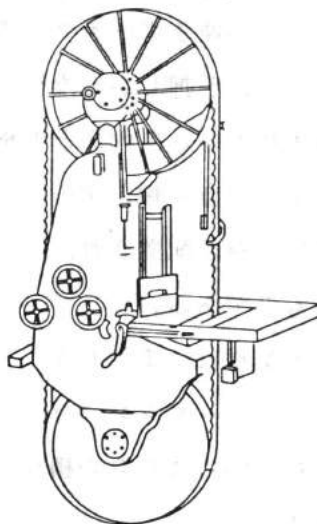
昭 37. 7.18 基収 4499 号

1 丸のこ盤の例

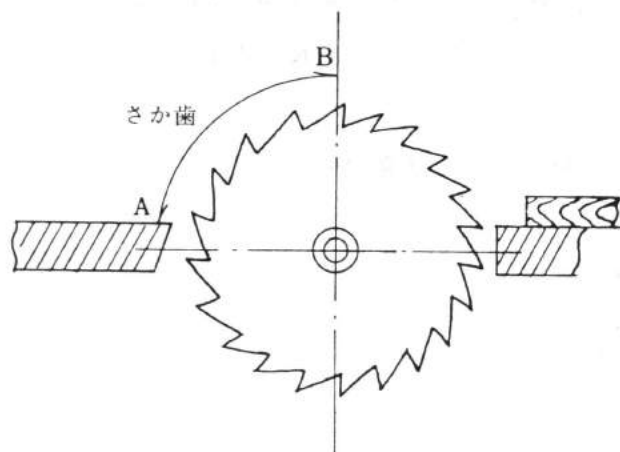


テーブル式丸のこ盤

2. 帯のこ盤の例



テーブル式帯のこ盤



丸のこのさか歯

10 手押しかんな盤又は単軸面とり盤の取扱（女年則8条21号）

手押しかんな盤は、もっとも普及している木工機械の一つで、加工物を手動送りして平削り加工を行う木工機械で、動力により回転するかな胴（刃がとりつけられている）、昇降できるテーブル、案内用の定規などで構成される。いわゆるポータブル電気かなけ、スタンド等の付属品を併用して定置形とし、手押しかんな機と同様な状態において使用する場合でないかぎり、含まれない。単軸面とり機とは主として側面削りをする木工機械である。回転する垂直主軸とテーブルからなり、テーブル上、刃を取りつけた主軸の両側に定規が配置され、工作物を定規面に押しつけてスライドさせ、側面を削るものである。

本業務は、手押しかんな盤（木工用プレーナー）、単軸面とり機（スピンドル モールジングマシン）に材料を機械送り又は手送りにより送給する業務をいい、これらの機械から送り出される加工済の木材を受けとる業務は含まない。

安全上の問題としては、刃に接触する危険がある。

労働安全衛生法では、作業主任者の選任、一定の規格を具備しないものの設置・譲渡制限その他刃の接触予防装置の設置等についての規制がある。

関係通達

昭23. 6.10 基発 874号・昭33. 2.13 基発 90号

昭24. 1. 5 基発 3422号

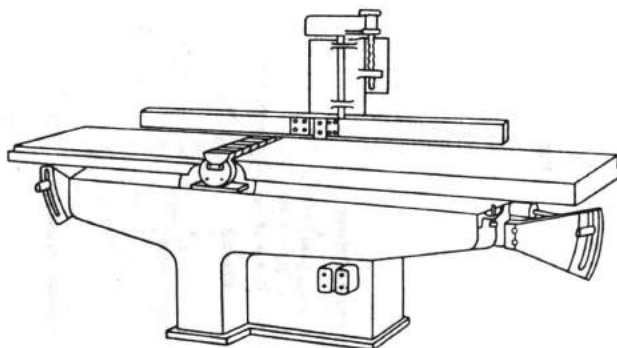
昭30. 2.17 基収 180号

昭34. 3.11 基収 1408号

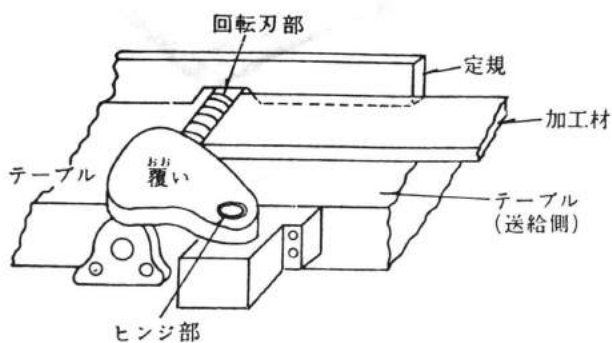
昭34. 4.13 基収 2018号

昭39.11.25 基収 7238号

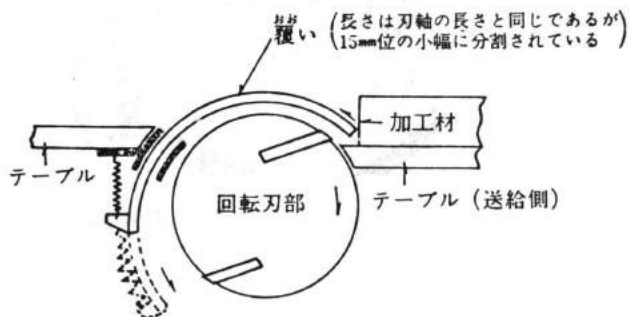
1. 手押しかんな盤の例



直角削り手押しかんな盤

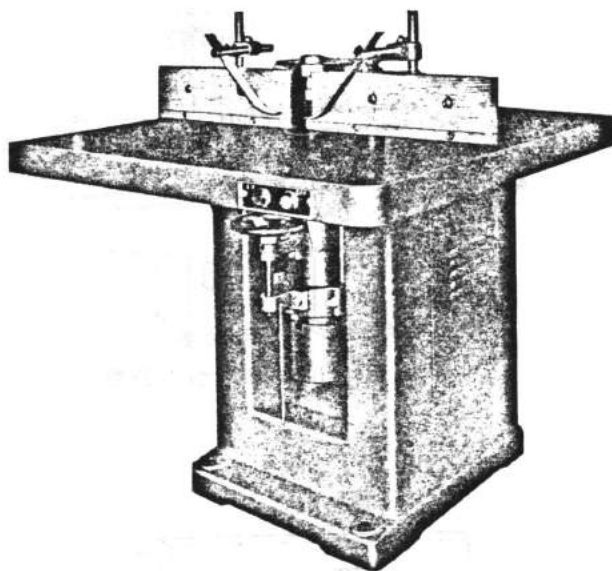


手押しかんな盤の可動式接触予防装置
(覆いが水平に動くもの)

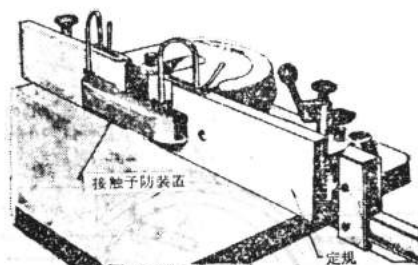


手押しかんな盤の可動式接触予防装置
(覆いが回転刃周面に沿って開閉するもの)

2. 単軸面とり盤の例



単軸面とり盤



面取り盤の接触予防装置

1 1. 操作場構内における軌道車両の入換、連結又は解放の業務（女年則 8 条 16 号）

操作場とは、全国から送られてきた貨車を切り離し、同一方向にむかう貨車ごとに再編成し、効率よく列車を輸送するための施設で、専ら列車の組成、車両の入替をする場所に限られ、指定駅その他の停車場における列車の入替、連結、解放の作業を行う場所含まない。

操作場における業務は、到着した列車を貨車ごとに分離し、機関車で突放す又はハンプという小丘に貨車を押し上げ重力で自走させる等の方法により、行先別に貨車を仕分し、列車に組成するというものである。

転てつ機の操作等、筋力を要する作業が含まれる。

安全上の問題としては、走行している貨車にとびのってブレーキをかけることもあり、貨車から転落したり、貨車にはさまれる等の危険がある。

労働安全衛生法では軌道装置に対する安全基準が定められているが、鉄道営業法等の適用をうけるものについては適用除外とされている。

本業務にいう操作場は実態として、鉄道営業法の適用をうけるものである。鉄道営業法では日本国有鉄道運転規則等で係員の教育及び訓練、その他鉄道の構造等についての規制がある。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号 昭 33. 2.13 基発 90 号

1 2. 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務（女年則 8 条 18 号）

プレス機械とは、主として金型を用いて原材料に強い力を加え、曲げ、せん断、打抜き、絞り等の加工を行う機械で、固定したベット、直線往復運動をするスライド、フレーム、原動機、動力伝導装置などから構成される。射出成形機、鋳型造形機、型打機、鍛造プレス、ハンマー等労働安全衛生規則第 147 条の適用を受ける機械は、プレス機械に該当しない。鍛造とは、金属

に強い力を加えて鍛練し所要の形状とすることである。鍛造には、ハンマー、鍛造プレス等の鍛造機械が用いられる。特にハンマーは、鍛造作業に最も古くから使用されている。

本業務は、プレス機械又は鍛造機械を蒸気又は圧縮空気によって運転し、金属の鍛圧、切断、成形その他の加工を行う業務をいい、これらの機械を運転する作業及び加工品の取扱いの作業を含むものである。

安全上の問題としては、金型等の可動部分に手指をはさまれる危険がある。

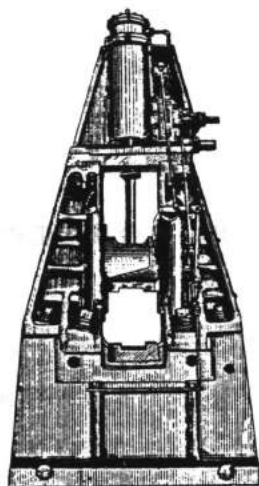
労働安全衛生法では、プレス機械については一定規格を具備しないものの譲渡・設置制限、作業主任者の選任、その他プレス等による危険防止措置等についての規制、鍛造機械については安全装置の設置等についての規制がある。

関係通達

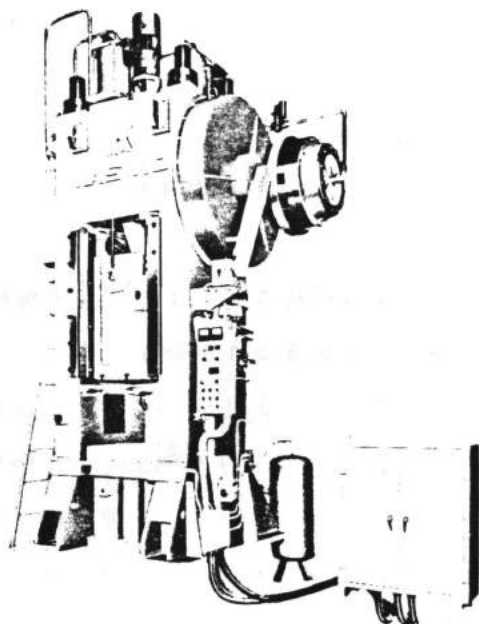
昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

昭 47. 9.18 基発 602 号

鍛造機械の例



蒸気（空気）落下ハンマー



鍛造プレス

13. 動力によるプレス機械、シャー等を用いる厚さ8 mm以上の鋼板加工の業務（女年則8条19号）

シャーとは、受け刃等に対して垂直に動く真直な又は角度をもった刃物を備え、原材料を剪断又は断裁するために使用する機械をいい、スライサー、スリッター及び回転切断機は該当しない。具体的には、金属シャーと紙裁断機をさす。なお、本号は昭和45年の改正前は「動力による打抜機、切断機等を用いる厚さ8 mm以上の鋼板加工の業務」と規定されていた。「打抜機、切断機等」とは打抜機（パンチングマシン）、切断機（シャリングマシン）及びこれらと同程度に危険性のある機械と解され、「厚さ8 mm以上」とはそれらの機械の規模を判定する基準と解されている。

本業務は、いわゆる先手の作業（切断後の鋼板等を切断機から掻き出す作業等）は含むが、先手の作業を除く加工材料の運搬取扱いの作業は該当しない。

安全上の問題としては、可動部分に手指等をはさまれたり、まきこまれたりする危険がある。

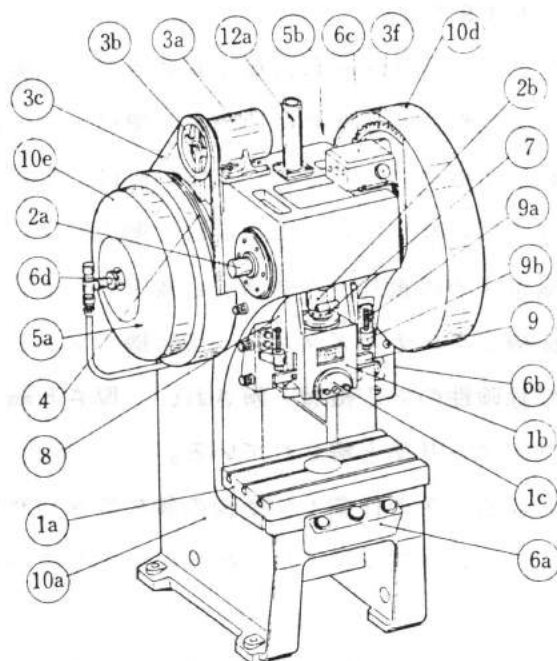
労働安全衛生法では、一定規格を具備しないものの譲渡・設置制限、作業主任者の選任、その他プレス等による危険の防止措置等についての規制がある。

関係通達

昭23.6.10基発 874号・昭33.2.13基発 90号

昭39.10.20基収 5.123号

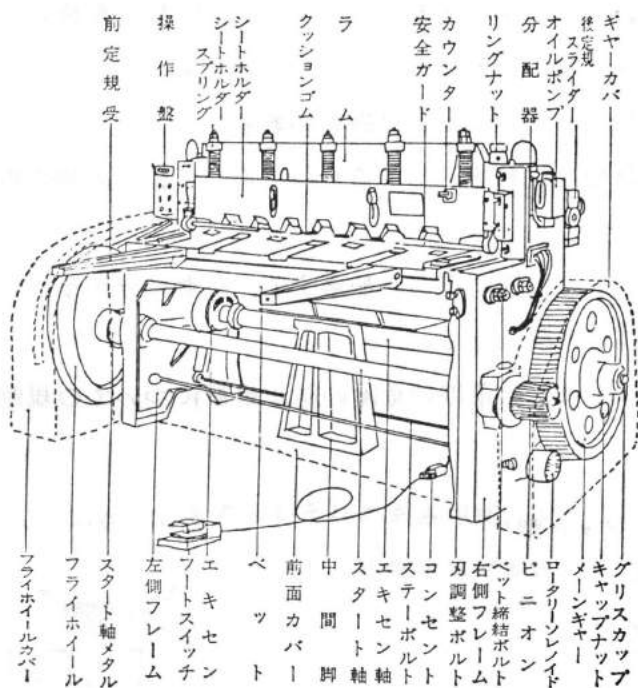
1. プレス機械の例



構造区分	部番	部品名
1.型取り付け	1 a	ボルスタ (盤板)
	1 b	スライド
2.スライド駆動	2 a	クランク軸
	2 b	コネクティング・ロッド
3.動力源と動力伝達	3 a	モーター
	3 b	ベルト・プーリ
	3 c	Vベルト
	3 f	ギヤ
4.エネルギー蓄積	4	はずみ車 (フライホイール)
5.クラッチとブレーキ	5 a	フリクション・クラッチ
	5 b	ブレーキ
6.クラッチ・ブレーキの操作	6 a	操作ボタン
	6 b	制御盤, 操作盤 電気機器, 電気回路, 空気機器, 空気配管
7.スライド調節	7	コネクション・スクリュー
8.スライド案内	8	スライド・ギブ
9.ロックアウト	9	ロックアウト・ビーム
10.加工反力の支持	10 a	フレーム
11.モーターの運転制御	6 b	制御盤 (マグネット・スイッチその他)

クランクプレス

2. シャーの例



金属シャー

14 パイレン機を用いる鋳物の破壊の業務（女年則8条20号）

パイレン機とは、屑鉄の処理を目的とする機械で、鋼材を三又状に組み立て（高さ7 m程度）、300 kg～1300 kgの鋼製おもりをウインチで引き上げ、落下時の衝撃で鋳物を破壊する方式のものである。

従前、鋳物産業等で使用されていたが、破碎時に発生する音が近隣の50～100 mにわたる範囲に伝播し、現在では殆んど使用されていない。

関係通達

昭38.330 基発10306号

15. 岩石、又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務（女年則8条22号）

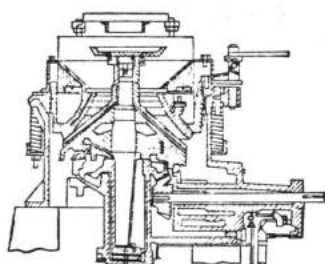
破砕機は鉱山、化学工業、窯業等で、鉱石砂利等の粉碎に用いられる機械で、クラッシャー型（回転体により叩碎するもの）、ローラーミル型（ローラーにより圧碎するもの）及び搗機等がある。

本業務は、破砕機に材料を送給するものであって、内容物の取り出しは含まれない。

安全上の問題としては開口部から転落する、可動部分に接触することによりまきこまれる等の危険がある。

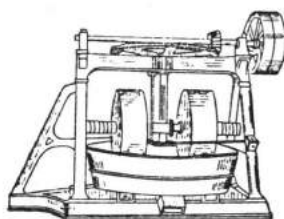
労働安全衛生法では、転落等の危険の防止措置についての規制がある。

1. クラッシャー型



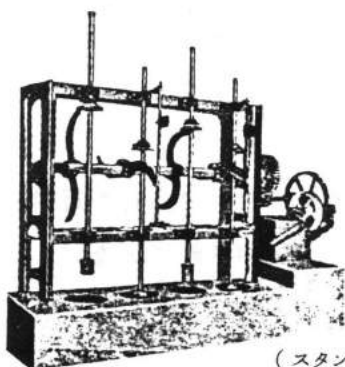
（円すい粉碎機）

2. ローラーミル型



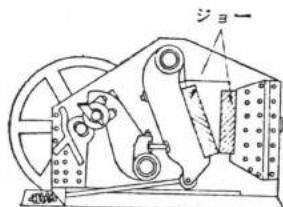
（エッジランナー）

3. 搗機



（スタンプミル）

4. その他



（ジョークラッシャー）

16. 土砂が崩壊するおそれのある場所、又は深さ 5 m 以上の地穴における業務（女年則 8 条 23 号）

土砂が崩壊するおそれのある場所とは、露天堀、山道の開発、大規模の切り取り作業等におけるごとく、土砂又は岩石の崩壊又は落下の危険のある場所をいい、深さ 5 m 以上の地穴とはビルディングの根切の作業、井戸の平堀作業等で、作業面の四囲の地表との差が 5 m 以上ある場所をいう。なお、相対する 2 側面のみが衝壁をなし、他の相対する 2 側面は開放されているいわゆる溝渠状をなす作業現場は、地穴に該当するものとはいいがたく、土砂が崩壊するおそれのある場合は本号前段に該当する場所として取扱うものとされている。

本業務は、土砂が崩壊するおそれのある場所、又は深さ 5 m 以上の地穴におけるすべての業務をさす。土木・建築業等における明り掘削やずい道等の建設の作業、また石切業における採石作業等があげられ、各種の建設機械、ダイナマイト等が使用されたり、圧気工法が用いられる場合もある。

安全上の問題としては土砂崩壊等、飛来落下災害の危険、引火性爆発性のガス・粉じんによる爆発・火災の危険がある。

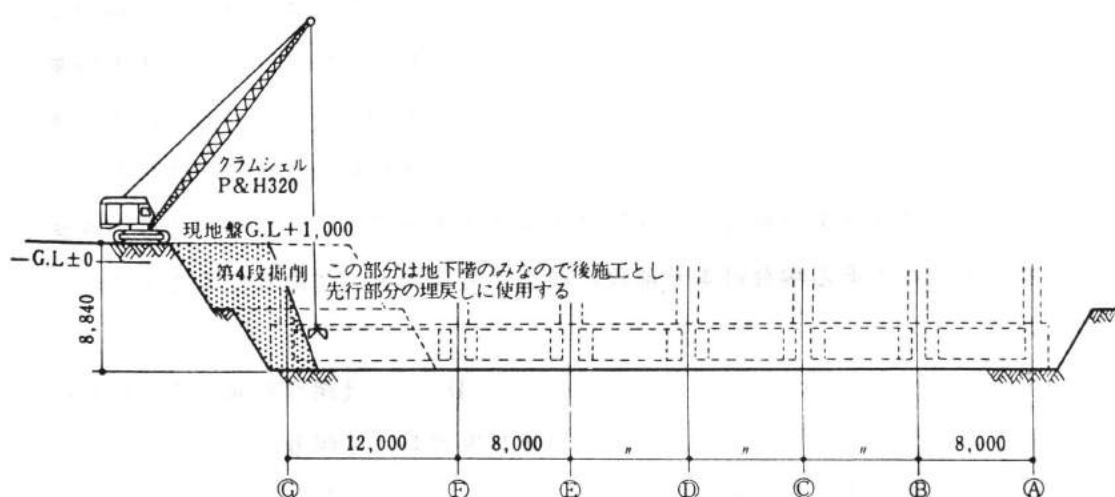
労働安全衛生法では作業主任者の選任、職長教育の実施、その他作業前の調査、作業計画、掘削面のこう配の基準、土止め支保工の基準等掘削作業における危険防止についての規制がある。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

昭 34. 5.28 基収 494 号

地穴の掘削作業の例



17. 高さ5m以上の箇所で墜落により労働者が危害を受けるおそれがあるところにおける業務（女年則8条24号）

本号は、昭和43年の改正前は「高さ5m以上の吊足場、若しくは棒はりの上、又はこれに準ずる高所における業務」と規定され、高さ及び足元の安定度合の2条件から危険の基準を定めたものとされていた。現行では、吊足場上、棒はり上に限らず、高さ5m以上で墜落により危害をうけるおそれがあるところであれば、本号に該当する。具体例としては、鉄橋の上、電柱、鉄骨の梁の上等があげられる。

本業務は建築業等で多くみられ、作業以前に、高所で身体を支えることによりかなりのエネルギー、注意力が要求されることが多い。

安全上の問題としては 墜落・転落の危険が主である。

労働安全衛生法では作業主任者の選任、その他作業床、囲い等の設置等に

ついでに規制がある。

関連通達

昭 23.6.10 基発 874 号・昭 33.2.13 基発 90 号

18. 足場の組立、解体、又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務をのぞく）（女年則 8 条 25 号）

足場とは、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋳打、部材の取り付け又は取りはずし等の作業において労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床、及びこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬又は集積を主目的として設けるさん橋又はステージング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない。足場の具体例としてはいわゆる本足場、一側足場、つり足場、張り出し足場、脚立足場等があげられ、これを材料からみると、丸太足場、鋼管を組立てる単管足場、あらかじめ鋼管を主材として一定の形に製作したわくを、特殊な附属金具等を使用して組立てるわく組足場等がある。

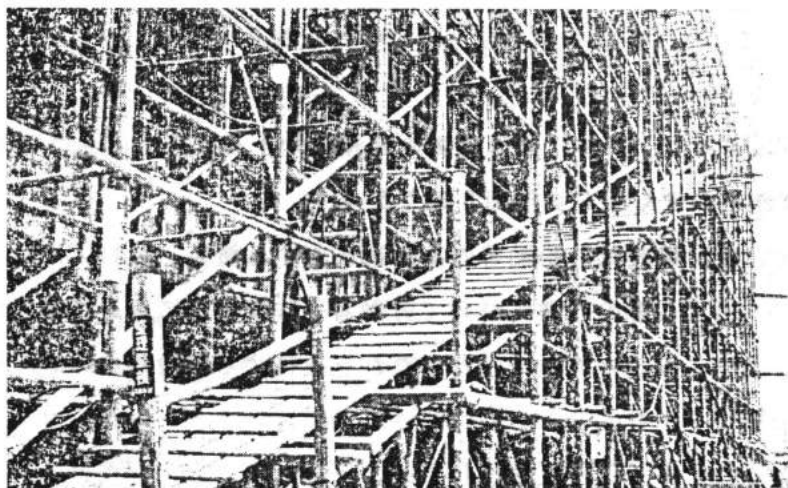
本業務は、各種の足場材を用いて、足場の組立、解体、変更をおこなうものである。地上又は床上における補助作業とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等、安定した作業床等の上における補助的作業をいう。

安全上の問題としては、高所作業であることから作業者の墜落、第三者に対する足場材等の飛来落下、さらに足場自体の倒壊の危険がある。

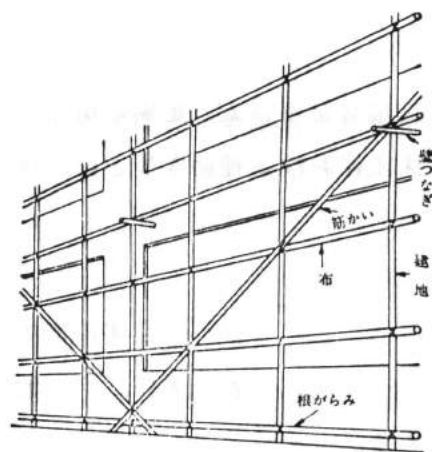
労働安全衛生法では、作業主任者の選任、その他足場の材料、足場の構造等についての規制がある。

関係通達

昭 34. 2.18 基発 101 号



本足場の一例（丸太）



片足場の一例（丸太）

19. 直径35cm以上の立木の伐採の業務（女年則8条26号）

本業務は、立木の伐採のうち、原木の寸法が目通り35cm以上の伐木作業をさす。一般に、山の斜面における作業で立木を切り倒し、あらためて足場を確保したのち枝払い等造材を行なう。

安全上の問題としては重量物（原木）取扱いをはじめ、足場の不安定による墜落転落、また伐倒した木にはさまれる等の危険がある。

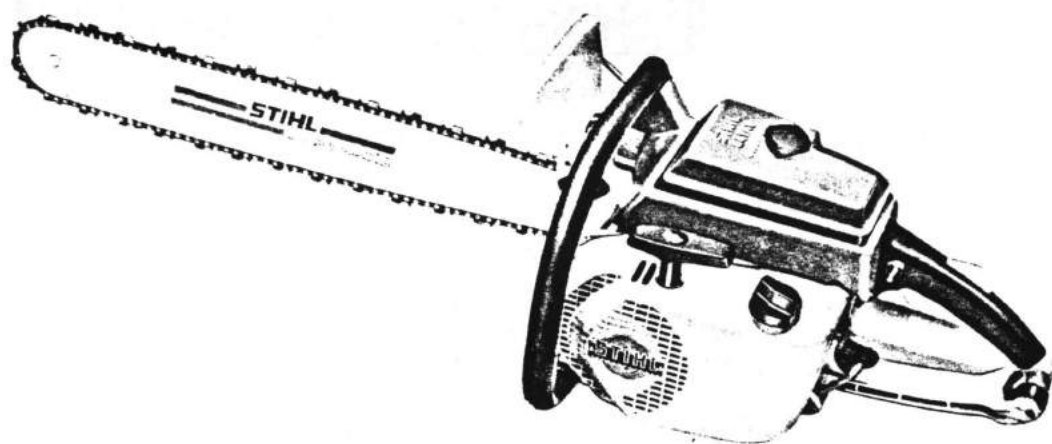
労働安全衛生法では、特別教育その他、合図、立入禁止等、伐木作業における危険防止についての規制がある。また、チェーンソーによる振動障害については、作業管理、健康管理、機械改良等について行政指導が実施されている。

なお、立木の寸法については労働安全衛生法では、目通りではなく、胸高直径（地上約1.2mの高さにおける平均直径）を用いている。

関係通達

昭23.6.10基発874号・昭33.2.13基発90号

チェーンソーの例

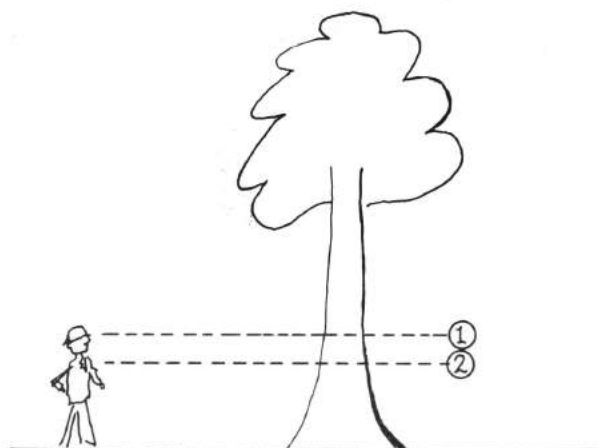


2. チェンソーのささえ方



3. 立木の寸法

- ① 目通り
- ② 胸高直径



20. 木馬道、修ら、管流による木材の搬出の業務（女年則8条27号）

伐木、造材した木材は、伐木現場付近に一たん集材し、積み重ねておく。そこから山元土場に運材し、山元土場からトラック、鉄道車両で輸送する。土場とは材木を集積しておく平らな場所をいい、山元土場とは、山のふもとにある土場のことである。

集材の方法としては、機械集材装置、トラクター、木寄せ、修羅がある。機械集材装置とは集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備である。木寄せとは人力による集材のことであり、修羅とは木材の自重を利用して斜面を滑り落とし、木材を搬出する設備で、土修羅、雪修羅等がある。運材の方法としては、運材索道、木馬、雪そり、修羅がある。木馬とは親骨に横木を取り付け、運材のために使用するそり状の運材用具をいい木馬道という木馬を運行させるために作成した土道又はさん橋の上を、荷を積んだ木馬を人力で引いて運搬するものである。運材索道とは、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。

本業務は、伐採現場から山元土場までの木材運搬中に特に危険の高いものの意であって、木馬、そり、集材機等による木材運搬の業務をいい、工場、一般道路、河川、駅構内等における木材運搬の業務は含まないが、山元土場における木材の盃積み及び盃崩しの業務は含まれる。なお、盃積みの作業とは特殊な集積方法をさすのではなく、集積方法の種類に拘らず土場に材木を積み重ねる作業をいう。また、土場における盃積みの作業の禁止は危険がなく遠方で網を引張っている程度の補助的なものまで禁止する趣旨ではない。木材の木馬への積載又は積下しの手伝いは山元土場における盃積み作業に類する危険作業ではなく、臨時的の必要に応じた平坦な木馬道の後押し作業も禁止作業にならない。木馬道を歩行することは、相当の注意力を要求されるが禁止業務には含まれない。

安全上の問題としては重量物取扱い、材木等の飛来落下、転落、転倒等の危険がある。

労働安全衛生法では作業主任者の選任、特別教育、その他木馬道の構造、立入禁止等伐木作業等における危険防止についての規制がある。

関係通達

昭 23. 6.10 基発 874 号・昭 33. 2.13 基発 90 号

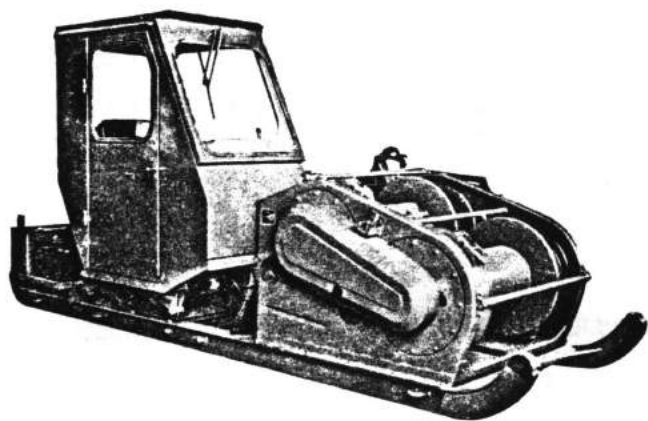
昭 23. 8. 2 基収 2190 号

昭 24. 1. 6 基収 32 号

昭 25. 1.24 基収 313 号

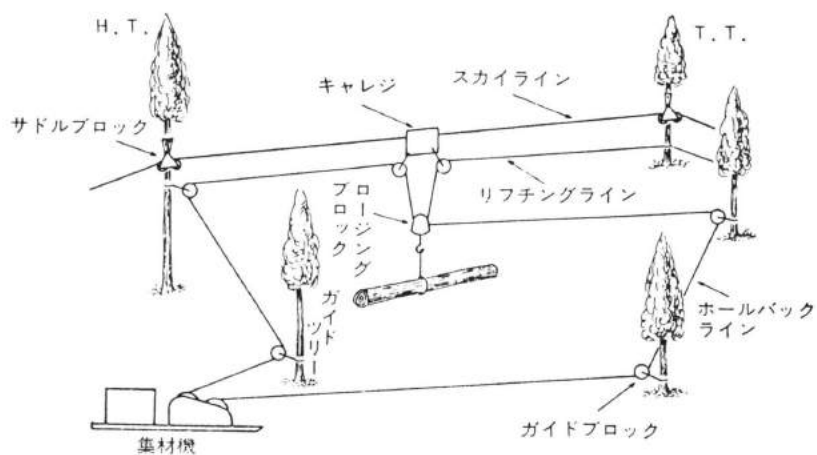
昭 36. 3.13 基発 183 号

1. 集材機の例



運 転 室 内 部

2. 集材機の索張りの例

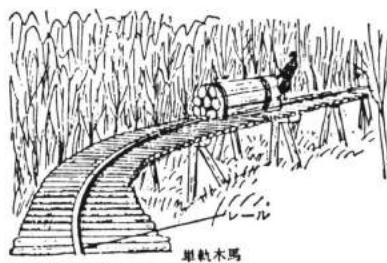
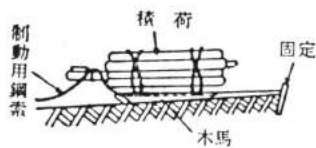


3. 木馬



木馬

安衛法便覧(50年)



参 考 資 料

1 ボイラのふん火の業務その他ボイラの取扱の業務（女年則 8 条 1 号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
◦開放部の密閉 ◦給 水 ◦水圧試験 ◦常用水位の保持 ◦炉、圧力計、水高計、安全弁、自動制御装置等の点検 ◦吹き出し ◦点 火 （石炭だきの場合 投炭） ◦圧力・水位・吸水・吹出装置等の監視 ◦燃料調節 （石炭だきの場合 投炭） ◦消 火	◦知 識 ◦注意力 ◦技 術 ◦筋 力	（ 作業者 ） ◦ボイラーの爆発 （ 第 3 者 ） ◦ボイラーの爆発	◦高 温 （ 3 0 ～ 4 0 ℃ ）

規 制 の 強 化

（人的規制）

○就業制限

ボイラー（小型ボイラをのぞく）の取扱の業務

特級、１級、２級ボイラー技士免許

ボイラー取扱技能講習（法６１ 令２０－３）

○特別教育

小型ボイラーの取扱の作業（法５９③ 則３６－１４）

（物的規制）

○製造許可・検査、ボイラー（小型ボイラー、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法の適用を受けるものを除く）

（法３７、３８、令１２－１、ボイラー則３、５、７、１２、１４、４２、４６）

○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

小型ボイラー（船舶安全法の適用をうける船舶に用いられるもの、電気事業法の適用を受けるものを除く）（法４２、４４、令１３－２３）

○計画の届出（法８８ ボイラー則１０、４１）

ボイラー（移動式ボイラーを除く）

（その他の規制）

○作業主任者の選任

ボイラーの取扱の作業（法１４ 令６－４）

○ボイラー附属品の管理、ボイラー室の管理等、点火、吹出し等

（ボイラー則２８～３１等）

2 溶接によるボイラの製造、改造又は修繕の業務（女年則 8 条 2 号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○母材の確認 ○ジグ等の機材の整備 ○組み立て ○仮り付け ○開先形状確認 ○予 熱 ○溶 接 ○裏はつり ○裏容接 ○応力除去 （ 令却） ○ひずみどり ○仕上げ	○知 識 ○技 術 ○筋 力	（ 作業者 ） ○感 電 ○無理な動作 （ 第 3 者 ） - 未熟技術によるボイ ラーの破裂	○有害ガス、粉塵 （ 溶接材料（アー ク等）による失明、 眼炎、中毒、じん 肺） ○騒 音 （ はつりによる ） ○重量物

規 制 の 強 化

（人的規制）

○就業制限

ボイラー又は第1種圧力容器の溶接の業務

特別、普通ボイラー溶接士免許（法61、令20-4）

（物的規制）

○製造許可、検査

ボイラー（小型ボイラー、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法の適用を受けるものを除く）（法37、38、令12-1、ボイラー則3、5、7、12、14、42、46）

○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

アセチレン溶接装置のアセチレン発生器

交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、電気事業法の適用を受けるものを除く）（法42、44、令13-7、14、23、令14）

アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器（法42、令13-13、検定なし）

○計画の届出

ボイラー（移動式ボイラーを除く）

アセチレン溶接装置

ガス集合溶接装置（法88、ボイラー則10、41、則86、88）

（その他の規制）

○作業主任者の選任

アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業（法14、令6-2）

○ガス溶接等による危険防止措置

溶接装置の構造、管理等（則301～307）

○電気による危険防止措置

溶接棒ホルダーの構造

交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の使用等（則329～335）

（衛生基準）

○呼吸用保護具、保護眼鏡等の使用（則593～594）

○アーク溶接作業者の健康診断（じん肺法8、じん肺則1、別表1-21）

3 起重機の運転の業務（女年則 8 条 3 号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○ クレーンの移動 （移動式クレーンのみ） ○ 作業打合せ ○ 安全確認 ○ 運 転 巻上げ、巻下げ 旋 回 ジブの起伏 ジブの伸縮 走 行 ○ 点検・整備	○ 技 術 ○ 知 識 ○ 協応能力 ○ 注意力	（ 作業者 ） ○ クレーンの倒壊 ○ 感 電 ○ 墜 落 ○ 交通事故 （ 移動式クレーン ） （ 第 3 者 ） ○ つり荷落下 はさまれ ○ クレーンの倒壊 ○ 交通事故 （ 移動式クレーン ）	

規 制 の 強 化

（人的規制）

○就業制限

- ・制限荷重 5 t 以上の揚貨装置の運転の業務揚貨装置運転士免許
- ・つり上荷重 5 t 以上のクレーンの運転の業務クレーン運転士免許
- ・つり上荷重 5 t 以上の移動式クレーンの運転の業務移動式クレーン運転士免許
- ・つり上荷重 5 t 以上のデリックの運転の業務デリック運転士免許（法 61、令 20-2、6、7、8）

○特別教育

制限荷重 5 t 以上の揚貨装置、又はつり上げ荷重 5 t 以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの運転の業務（法 59③、則 36-6、15、16、17）

（物的規制）

○製造許可・検査

つり上荷重 3 t 以上の、クレーン、移動式クレーン、つり上荷重 2 t 以上のデリック（法 37、38、令 12-3、4、5、クレーン則 3、6、53、55、94、97 等）

○一定規格・安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置（法 42、44、令 13-4、令 14）
つり上げ荷重 0.5 t 以上 3 t 未満のクレーン、移動式クレーン、デリック
（法 42、令 13-24、25、26、検定なし）

○計画の届出

クレーン、移動式クレーン、デリック（法 88、クレーン則 5、44、85、96、129）

（その他の規制）

- 巻過ぎの防止（クレーン則 18、65、105 等）
- 過負荷の制限（ " 23、69、109、則 466 ）
- 傾斜角の制限（ " 24、70、110 ）
- 運転の合図（ " 25、71、111、則 467 ）
- 運転位置からの離脱の禁止（ " 32、75、117、則 468 ）
- 暴風雨時の処置（ " 31、116 ）
- 立入禁止（ " 28、74、114、115、則 461 ）
- その他

4 積載能力2トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ15メートル以上のコンクリート用エレベータの運転の業務（女年則8条5号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
昇降操作 ○安全確認 ○操 作 建設用リフト（荷物用） 簡易リフト（ ） その他のエレベーター	○知 識 ○技 術 ○注 意 力	（作業者） ○積み荷不良、ワイヤロープ切断等により飛来落下 ○エレベーター開口部からの墜落 ○暴風時等のエレベーター倒壊 （第3者） ○飛来落下 ○墜 落 （人荷共用） ○倒 壊	

規 制 の 強 化

(人的規制)

○ 特別教育

建設用リフトの運転の業務 (法 59③ 則 36-18)

(物的規制)

○ 製造許可・検査

エレベーター (積載荷重 1 t 以上)

建設用リフト (ガイドレール高さ 18 m 以上、積載荷重 0.25 t 以上)

(法 37、38、令 12-6、7、クレーン則 138、141、172、175 等)

○ 一定規格安全装置を具備しないものの譲渡等制限

エレベーター (積載荷重 0.25 t 以上 1 t 未満)

建設用リフト (ガイドレール高さ 10 m 以上 18 m 未満)

簡易リフト (積載荷重 0.25 t 以上)

(法 42、令 13-28、29、30)

○ 計画の届出 (法 88、クレーン則 140、163、174、197)

エレベーター、建設用リフト

(法 88、クレーン則 140、163、174、197)

(その他の規制)

○ 安全装置の調整 (クレーン則 149、204)

○ 過負荷の制限 (" 150、184、205)

○ 運転方法の周知 (" 151)

○ 運転合図 (" 185、206)

○ 暴風雨時の処置 (" 152、189)

○ 巻き過ぎの防止 (" 182)

○ 運転位置からの離脱の禁止 (" 190)

○ とう乗制限 (" 186、207)

○ 立入禁止 (" 187)

○ その他

5 直流にあつては750ボルトを、交流にあつては300ボルトを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務（女年則8条8号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
発電設備 送電〃（空中・地中） 変電〃 受電〃 使用〃 の点検、修理、操作	◦知 識 ◦技 術 ◦注意力 ◦知覚力 ◦器用さ ◦筋 力	（作業者） ◦感 電 ◦柱上等高所作業による墜落 ◦災害が発生した場合に重大災害となる可能性大	

規 制 の 強 化

（人的規制）

○特別教育

- ・高圧（直流 750V、交流 600V をこえ7000V以下）、特別高圧（7000V以上）の充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務
- ・低圧（直流 750V 以下、交流 600V 以下）の充電電路の敷設、若しくは修理の業務
- ・配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

（法59③ 則36-4）

（物的規制）

○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

- ・絶縁用保護具（直流 750V、交流 300V を超える充電電路に用いられるもの）
- ・絶縁用防具（直流 750V、交流 300V を超える充電電路に用いられるもの）
- ・活線作業用装置（直流 750V、交流 600V を超える充電電路に用いられるもの）
- ・活線作業用器具（直流 750V、交流 300V を超える充電電路に用いられるもの）
- ・絶縁用防具（50Vを超え充電電路に用いられるもの）

（法42、令13-17、18、19）（検定なし）

（その他の規制）

○囲い、絶縁被覆の設置等、接触による感電防止措置

（則329、330、331、332、337、338）

○漏電しゃ断装置の設置（則333）

○停電作業における危険防止措置（則339～340）

○活線作業及び活線近接作業における危険防止措置（則341～349）

6. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務（女年則 8 条 9 号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○ 原動機の運転中における掃除、給油又は検査 ○ 運転中の原動機より中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理 ○ ベルトの掛換え	○ 知 識 ○ 技 能 ○ 注 意 力 ○ 器 用 さ	（ 作 業 者 ） ○ 可動部分には さまれ・まき こまれ ○ ベルトの切断 による飛来	

規 制 の 強 化

（物的規制）

- ベルトシフター等動力シャ断装置の設置（則 103）
- ベルト切断による危険の防止（則 102）
- 掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合の機械の運転停止、運転中に作業を行わなければならない場合の覆い等の措置（則 107）
- 原動機、回転軸等の覆い等の設置（則 101）

7 起重機の玉掛の業務（2人以上の者によって行う玉掛の業務における補助作業の業務を除く。）（女年則8条10号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○ 荷の重心を判断してワイヤロープ等のつり具を用いて荷をクレーン等につる	○ 知 識 ○ 技 術 ○ 知覚力 ○ 注意力 ○ 筋 力	(作業者) ○ 荷の飛来落下 (第 3 者) ○ 荷の飛来落下	

規 制 の 強 化

(人的規制)

○ 就業制限

制限荷重 1 t 以上の揚荷装置、又はつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛の業務

玉掛技能構習(法 61、令 20-13、則 41)

○ 特別教育

つり上荷重 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛の業務

(法 59③、則 36-19)

(その他の規制)

○ 玉掛用具の制限、点検、(クレーン則 213～220、則 462、469～476)

○ 立入禁止 (クレーン則 28、114、則 461)

○ 貨物の取扱い (則 463)

8 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

(女 年 則 8 条 1 2 号)

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
機械を運転して作業を行う ○ 土木建築用機械 主目的が土木又は建築用機械として造られたものの総称。 規模にかかわらない ○ 船舶荷扱用機械 荷扱用機械として必要な機械。 規模にかかわらない	○ 知 識 ○ 技 術 ○ 知覚力 ○ 協応能力 ○ 注意力	(作業者) ○ 飛来落下 ○ 墜落、転落 ○ 転 倒 ○ 激 突 ○ 崩壊、倒壊 (第 3 者) ○ 飛来落下 ○ 転 倒 ○ 激 突 ○ はさまれ まきこまれ	全身振動

(参考) 労働安全衛生法施行令に定める建設機械
 別表第 7 建設機械 (第 10 条、第 13 条、第 20 条関係)

- 1 整地・運搬・積込み用機械
 - 1 ブル・ドーザー
 - 2 モーター・グレーダー
 - 3 トラクター・ショベル
 - 4 ずり積機
 - 5 スクレーパー
 - 6 スクレーブ・ドーザー
 - 7 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 2 掘削用機械
 - 1 パワー・ショベル
 - 2 ドラグ・ショベル
 - 3 ドラグライン
 - 4 クラムシエル
 - 5 バケット掘削機
 - 6 トレンチャー
 - 7 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 3 基礎工事用機械
 - 1 くい打機
 - 2 くい抜機
 - 3 アース・ドリル
 - 4 リバース・サーキュレーション・ドリル
 - 5 せん孔機 (チューピングマシンを有するものに限る。)
 - 6 アース・オーガー
 - 7 ベーパー・ドレーン・マシン
 - 8 1 から 7 までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 4 締固め用機械
 - 1 ローラー
 - 2 1 に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

規 制 の 強 化

（人的規制）

○就業制限

揚貨装置（制限荷重 5 t 以上）の運転の業務 → 揚荷装置運転士免許
フォークリフト（最大荷重 1 t 以上）の運転の業務 → フォークリフト運転技能講習
整地・運搬・積込み用機械又は掘削用機械（機体重量 3 t 以上）の運転の業務
→ 車両系建設機械運転技能講習
（法 61 令 20-2、11、12）

○特別教育

揚貨装置（制限荷重 5 t 未満）の運転の業務
フォークリフト（最大荷重 1 t 未満）の運転の業務
整地・運搬・積込用機械又は掘削用機械（機体重量 3 t 未満）の運転の業務
ローラーの運転の業務
くい打機又はくい抜機の運転の業務
（法 59③ 則 36-5、6、9、10、11）

（物的規制）

○一定規格安全装置を具備しないものの譲渡等制限

フォークリフト、車両系建設機械
（法 42 令 13-20、21）

（その他の規制）

○作業主任者の選任

地山の掘削の作業（掘削面の高さ 2 m 以上）
土止め支保工の切りはり又は腹おこしの取付け、取りはずしの作業
はい付け又ははいくずしの作業（高さ 2 m 以上のはい）
船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業
四アルキル鉛等業務に係る作業
酸欠危険場所における作業

（法 14、令 6-9、10、12、13、20、21）

○車両系建設機械、くい打機の使用に係る危険防止措置

（機械の構造、転落防止等）（則 152～194）

○フォークリフトの使用に係る危険防止措置

（構造、運転者の義務等）（則 436～448）

○掘削作業における危険防止措置

掘削機械の使用禁止（則 463）
運行経路の決定周知（則 464）
誘導者の配置（則 465）
運搬機械等による危険の防止（則 413～416）

○港湾荷役作業における危険防止措置

クレーン揚貨装置等により危険をうけるおそれのある場所の立入禁止
（則 452、453、461）

- 9 直径 25 センチメートル以上の丸のこ盤（横切り用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害をうけるおそれのないものを除く）又はのこ車の直径 75 センチメートル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務（女年則 8 条 14 号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
◦ 製材用 丸のこ盤) 木工用 帯のこ盤 に木材を送給する。	◦ 知 識 ◦ 技 能 ◦ 筋 力 ◦ 注意力	（ 作 業 者 ） ◦ 材の反ばつによる 飛来（丸のこ） ◦ のこ歯の接触によ る切れ、こすれ （ 第 3 者 ） ◦ のこ歯の接触によ る切れ、こすれ	◦ 重量物 （ 木材 ） ◦ 騒 音

（物的規制）

- 一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

木材加工用丸のと盤、及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置

（法４２、４４、令１３－１０、令１４）

（その他の規制）

- 作業主任者の選任

木材加工用機械を５台以上有する事業場において行う当該機械による作業

（法１４、令６－６）

- 丸のと盤の反ばつ予防装置（反ばつのおそれのないものを除く）（則１２２）

- 丸のと盤の歯の接触予防装置（製材用丸のと盤、自動送り装置を有する丸のと盤を除く）

（則１２３）

- 帯のと盤の歯、のと車の覆い等（則１２４）

- 帯のと盤の送りローラーの覆い等（則１２５）

- 自動送材車式帯のと盤の歯と送材車の間の立入禁止（則１２８）

- 刃部のそうじ等の場合の運転停止（則１０８）

- 服装の整備（則１１０）

10 手押しかんな盤又は単軸面とり盤の取扱いの業務（女年則8条21号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
手押かんな盤 } によ 単軸面とり盤 つて工作物に水平面を つくったりみぞ等の面 つくる。 ○ 機械の操作 ○ 木材の送給	○ 知 識 ○ 技 能 ○ 正確さ	（ 作業者 ） ○ 刃の接触による切 れ、こすれ（面と り盤、かんな盤） ○ 材の反ばつによる 飛来（面とり盤）	○ 騒 音 （ 90 ホーン ） ○ 重量物 （ 大型材 ）の 保持

規 制 の 強 化

（物的規制）

- 一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限

手押かんな盤及びその刃の接触予防装置（法４２、令１３－９）

（その他の規制）

- 作業主任者の選任

木材加工用機械を５台以上有する事業場において行う当該機械による作業

（法１４、令６－６）

- 手押しかんな盤の刃の接触予防装置（則１２６）

- 面取り盤の刃の接触予防装置（自動送り装置を有するものを除く）（則１２７）

- 刃部の掃除等の場合の運転停止（則１０８）

- 服装の整備（則１１０、１１１）

11. 操作場構内における軌道車両の入換、連結又は解放の業務

(女年則 8 条 16 号)

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○運転士さんへの合図 ○連結機の操作 ○ブレーキの操作 ○転てつ機の " ○運 転	○筋 力 ○知 識 ○技 能 ○注意力(の持続) ○知覚力	(作業者) ○はさまれ - まきこまれ、 ○激 突 ○激突され ○転 落 ○無理な動作 - ブレーキ、転て - つ器操作の際の - 腹部重圧 (第 3 者) ○はさまれ、 - まきこまれ ○激突され	

規 制 の 強 化

1. 鉄道営業法、地方鉄道法、軌道法の適用を受けるもの以外のもの (物的規制)

○ 計画の届出

軌道装置 (法 88 則 88)

(その他の規制)

○ 軌道、車両等の構造

軌条の重量等 (則 196～199)

軌道のこう配等 (則 200～203)

逸走防止装置等 (則 204～207)

ブレーキ、連結装置等 (則 208～218)

○ 定期自主点検等 (則 228～233)

○ 信号の周知 (則 219)

○ 合 図 (則 220)

○ 運転位置からの離脱禁止等 (則 226、227)

2. 鉄道営業法、地方鉄道法、軌道法の適用を受けるもの

運転の安全の確保に関する省令

日本国有鉄運転規則

係員の教育及び訓練(5)

列車の組成 (48-54)

“ 運転 (55-68)

入 換 (69-72)

転てつ器の取扱 (79)

地方鉄道運転規則

係員の教育及び訓練(7の2)

列車の組成 (50-58)

“ 運転 (59-73)

車輛の入換 (74-79)

転てつ器の取扱 (80、81)

地方鉄道車輛整備基準

軌道運転規則

係員の教育及び訓練(7の2)

車輛の運転 (45-65)

運転保安 (66-74)

軌道信号 (75-92)

12 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務（女年則8条18号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○ 材料の送給 ○ 材料の支持 ○ 機械の操作 ○ 材料の取出し ○ 金型の取り付けおよび調整	○ 知 識 ○ 技 術 ○ 筋 力 ○ 注意力 ○ 協応能力	（作業者） ○ 機械の可動部分（金型等）によるはさまれ、まきこまれ ○ 材料がハネることによる受傷	○ 騒 音（85～110ホン） ○ 重量物取扱（鍛造） ○ 高 音（60～70℃） ○ 振動 ○ 光線による眼疾

規 制 の 強 化

（人的規制）

○特別教育

動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整の業務

（法 59③ 則 36-2）

（物的規制）

○一定の規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

プレス機械、又はシャーの安全装置（法 42、44、令 13-1、令 14）

動力により駆動されるプレス機械（法 42、令 13-12 検定なし）

○計画の届出

動力により駆動されるプレス機械（法 88 則 86、88）

（その他の規制）

○作業主任者の選任

動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業（法 14 令 6-7）

○プレス等による危険防止措置（則 131）

○クラッチ等の機能の保持（則 132）

○点検等（則 135～137）

○刃部の掃除等の場合の運転停止、運転合図等（則 101～109）

（衛生基準）

○作業環境測定

暑熱および騒音（法 65、令 21-2、3、則 587-6、588-3）

○健康診断（法 66、則 13、45）

○騒音の伝ばの防止（則 584）

○立入禁止（則 585）

○保護具等（則 593、595 等）

13 動力によるプレス機械、シャー等を用いる厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務（女年則8条19号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
厚さ8mm以上の鋼板の加工 （動力によるプレス機械、シャー等による） ○ 材料の送給 ○ “ 支持 ○ “ 取出し ○ 機械の操作	○ 知 識 ○ 技 術 ○ 協応能力 ○ 注意力	（作業者） ○ 機械の刃、金型によるはさまれ、まきこまれ	○ 騒 音 （85～90ホーン） ○ 重量物

規 制 の 強 化

（人的規制）

○特別教育

動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整の業務

（法 59③ 則 36-2）

（物的規制）

○一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

プレス機械又はシャーの安全装置 （法 42、44、令 13-1、令 14）

動力により駆動されるプレス機械 （法 42、令 13-12、検定なし）

○計画の届出

動力により駆動されるプレス機械 （法 88、則 86、88）

（その他の規制）

○作業主任者の選任

動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業 （法 14 令 6-7）

○プレス等による危険防止措置 （則 131）

○クラッチ等の機能の保持 （則 132）

○点検等 （則 135～137）

○刃部の掃除等の場合の運転停止、運転合図等 （則 101～109）

15 岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務（女年則8条22号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○破砕機 - クラッシャー型 （破砕、回転体により叩砕） - ローラーミル型 （磨砕、ローラーにより圧砕） - つき搗機 - に材料を送給する 破砕、粉砕する材料の例（じん肺則別表1） ○土石、岩石、鉱物 ○陶磁器の原料 ○耐火物、研ま材、けいそう土製品の原料 ○耐火物 ○滑石、クレーの原料 ○炭素製品の原料 ○セメントの原料 ○アルミニウム粉末の原料	○知 識 ○注 意 力 ○筋 力	（作業者） ○開口部から身体の一部が可動部分にふれることによるはさまれ、まきこまれ ○転 落	○重量物 ○粉じん （34号で年少者のみ制限）

規 制 の 強 化

（その他の規制）

◦ 転落等の危険防止措置（ふた、囲いの設置、命綱の使用）（則 142）

◦ 内容物取り出しの場合の運転停止措置（則 143）

（衛生基準）

◦ 計画の届出

土石、岩石又は鉱物を加工するための動力による機械で屋内に設けるもの

（法 88 則 86、88）

◦ 作業環境測定

土石、岩石又は鉱物の粉じんを著しく発散する屋内作業場（法 65、令 21-1）

◦ 健康診断（法 66 則 13、45）

◦ 粉じんの飛散の防止（則 582）

◦ 立入禁止（則 585）

16 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5 m以上の地穴における業務
(女 年 則 8 条 2 3 号)

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
建設業、鉱業（土石採取業）等にみられる。 ○土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5 m以上の地穴における業務 手掘り { 機械掘り等	○知 識 ○筋 力 ○注意力	（ 作 業 者 ） ○土砂の崩壊 ○上部からの物の飛来落下 ○爆 発 （ 第 3 者 ） 作業者に同じ	○酸 欠 ○有害ガス（メタン等）

規 制 の 強 化

（その他の規制）

○計画の届出

建設業、土石採取業の仕事開始の場合の計画の届出（法 88③、令 24）

○作業主任者の選任

地山の掘削の作業（掘削面の高さ 2 m 以上）

土止め支保工の切りばり、又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業

岩石の採取のための掘削の作業（掘削面の高さ 2 m 以上）

（法 14、令 6－9、10、11）

○明り掘削作業における危険防止措置

調査、こう配の基準、点検等（則 355～367）

土止め支保工の材料、構造、点検等（則 368～373）

潜函内作業の危険防止措置（則 376～378）

○ずい道等の建設作業における危険防止措置

調査、施行計画、点検、立入禁止等（則 379～389）

ずい道支保工の材料、構造、点検等（則 390～396）

ずい道型わく失保工の材料、構造（則 397～398）

○採石作業における危険防止措置

調査、計画、点検等（則 399～406）

こう配の基準、立入禁止等（則 407～412）

○地下作業場等における爆発、火災防止措置（則 322）

○地山の崩壊、落盤による危険防止措置（則 534、535）

17 高さ5 m以上の箇所で墜落により労働者が危害を受けるおそれがあるところにおける業務（女年則8条24号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
◦ 土木、建設現場の足場上等における作業（足場、作業床、鉄柱、鉄塔、屋根上等） ◦ ゴンドラ上の作業	◦ 知 識 ◦ 筋 力 ◦ 知覚力 ◦ 感覚力 ◦ 注意力	（作業者） ◦ 開口部、作業床の端等からの墜落 （第3者） ◦ 飛来落下	

規 制 の 強 化

（人的規制）

○ 特別教育

ゴンドラの操作の業務（法 59③ 則 36-20）

（物的規制）

○ 製造許可、検査

ゴンドラ（法 37、38、令 12-8、ゴンドラ則 4、6 等）

○ 一定規格、安全装置を具備しないものの譲渡等制限、検定

保護帽（法 42、44、令 13-39、令 14）

安全帯（法 42、令 13-40、検定なし）

○ 計画の届出

架設通路（高さ及び長さ 10 m 以上）

足 場（高さ 10 m 以上）（法 88、則 86、88）

（その他の規制）

○ 墜落等による危険防止措置（則 518～524、則 526～530）

作業床、囲い等の設置、命綱防網の使用

昇降設備の設置

移動はしご、脚立の構造

立入禁止、悪天候時の作業禁止等

○ 飛来落下による危険防止措置（則 536～539）

物体落下による危険防止（投下設備、防網の設置等）

飛来防止設備の設置

保護帽の使用

○ 通路、足場等の構造等（則 540、541、552、556、558～575）

○ ゴンドラによる危険防止措置（ゴンドラ則 13～20）

過負荷制限

操作位置からの離脱禁止

操作の合図

安全帯、その他の命綱の使用

立入禁止 等

18. 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く）（女年則 8 条 25 号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○ 丸太、単管、わく組等の材料を用いて各種の足場の組立、解体、変更を行う	○ 知 識 ○ 技 能 ○ 筋 力 ○ 知 覚 力 ○ 感 覚 力 ○ 注 意 力 ○ 協 応 能 力	（ 作 業 者 ） ○ 墜 落 ○ 材料等の飛来 落下 ○ 足場の倒壊 （ 第 3 者 ） ○ 飛来落下 ○ 足場の倒壊	

規 制 の 強 化

（物的規制）

○ 設置の届出

足場（高さ10m以上）（法88、則86、88）

（その他の規制）

○ 作業主任者の選任

足場の組立、解体、変更の作業（つり足場、張出し足場、又は高さ5m以上の構造の足場）
（法14、令6-15）

○ 墜落等による危険防止措置（則518～524、526～530）

作業床、囲い等の設置、命綱の使用
悪天候時の作業禁止等

○ 飛来落下による危険防止措置（則536～539）

投下設備、防網の設置等
保護帽の使用

○ 架設通路の構造、適当な履物の使用（則552、558）

○ 足場の材料、最大積載荷重、作業床の構造等（則559～563）

○ 足場の組立て等における危険防止措置（則564、567、568）

計画の周知、立入禁止
足場板の設置、命綱の使用
点検等

○ 足場の構造等（則569～575）

19. 直径35センチメートル以上の立木の伐採の業務（女年則8条26号）

仕 事 の 概 要		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
直径35cm以上の立木の ○ 伐 木 （チェーンソー、ヨキ 等を使用） ○ 造 材 ○ 枝払い ○ 玉切り	○ 筋 力 ○ 敏 捷 性 ○ 知 識 ○ 技 術 ○ 知 覚 力 ○ 注 意 力	（作業者） ○ 伐倒木による はさまれ ○ 斜面での転倒・ 転落 （第3者） ○ 伐倒木による はさまれ	○ 振 動 （チェーンソー） ○ 重量物 （木、チェーン ソー）

規 制 の 強 化

（人的規制）

○特別教育

胸高直径 70 cm以上の立木の伐木

胸高直径 20 cm以上で、かつ重心が著しく偏している立木の伐木
つりきりその他特殊な方法による伐木

かかり木でかかっている木の胸高直径20cm以上であるものの処理

（法59③ 則36－8）

（その他の規制）

○伐木作業における危険防止措置 （則477、478）

避難場所の選定

受け口を作ること等

○伐倒の合図 （則479）

○造材作業における危険防止措置

木材の転落防止のためのくい止等の設置 （則480）

○立入禁止 （則481）

○悪天候時の作業禁止 （則483）

○保護帽の着用 （則484）

（衛生基準）

チェンソー関係通達による

○チェンソーの改良

振動加速度 3 G以下

騒 音 100 db以下

プロテクターの取付け等

○作業管理（作業時間等）

○健康診断、健康管理

20. 木馬道、修ら、管流による木材の搬出の業務（女年則 8 条 27 号）

仕 事 の 概 容		危 険 ・ 有 害 性	
仕 事 の 内 容	要求される要素	危 険 性	有 害 性
○集 材 原木を一定地点に集積する ① と び ② 集材機 等 ○運 材 原木を山元土場にはこぶ ① 木 馬 ② 修 羅 ③ 管 流 ④ そ り ⑤ 運材索道 等 ○はい積み、はい崩し 山元土場における木材のはい積み、はい崩し	○筋 力 ○敏 捷 性 ○知 識 ○技 術 ○感 覚 力 ○知 覚 力 ○協 応 能 力 ○注 意 力	（ 作 業 者 ） ○原木等の飛来落下 ○斜面での転倒、転落 ○はさまれ （ 第 3 者 ） ○原木等の飛来落下	○重量物

規 制 の 強 化

（ 人 的 規 制 ）

○ 特別教育

機械集材装置の運転の業務（法 59③ 則 36-7）

（ 物 的 規 制 ）

○ 計画の届出

機械集材装置（原動機の定格出力 7.5 kW をこえるもの）

運材索道（支間の斜距離の合計 350m 以上のもの）（法 88、則 88）

（ その他の規制 ）

○ 作業主任者の選任

機械集材装置若しくは運材索道の組立、解体、変更若しくは修理の作業、又はこれらの設備による集材、若しくは運材の作業

はい付け、又ははいくずしの作業（高さが 2 m 以上のはい）（法 14、令 6-3、12）

○ 修羅による集材、運材作業における危険防止措置

立入禁止、滑走停止の合図等（則 481、482）

○ 木馬運材、雪そり運材

木馬道の構造、積荷、点検、木馬の間隔等（則 485 ～ 490）

雪そり道の構造、積荷、点検、雪そりの間隔等（則 491 ～ 495）

悪天候時の作業禁止、保護帽の着用（則 496、497）

○ 機械集材装置、運材索道

構造、最大使用荷重等の表示（則 498 ～ 506）

林業架線作業における合図、立入禁止、とう乗制限等（則 507 ～ 512）

保護帽の着用、試運転等（則 515、516）

